

多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

令和 4 年 11 月 18 日

多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業

施行者 多久市

代表者 多久市長 横 尾 俊 彦

1 書類の送付を受けるべき者の住所（又は判明している最後の住所）及び氏名

住所 不明

氏名 淵上 要助

2 通知の内容

土地区画整理法第 103 条第 1 項の規定により、多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書のとおり、換地処分をします。

3 教示

(1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、佐賀県知事に審査請求をすることができます。

なお、3 か月以内であっても処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に多久市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) (1) の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に多久市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(「明細書」は、省略し、多久市役所都市計画課において保管しています。)